［2～4　略］

5　標準的手法採用最終指定親会社は、この節における与信相当額の算出に当たっては、ＣＶＡの影響を勘案しないものとする。

6　［略］

（ＳＡ－ＣＣＲ）

第四十七条　標準的手法採用最終指定親会社がＳＡ－ＣＣＲを用いる場合には、ネッティング・セット（法的に有効な相対ネッティング契約下にあっては当該取引の集合をいい、それ以外の取引にあっては個別取引をいう。以下同じ。）ごとに、次の算式により与信相当額を算出する。ただし、ネッティング・セット（法的に有効な相対ネッティング契約下にある取引の集合に限る。）において、複数のマージン・アグリーメント（取引相手方に係るエクスポージャーの額が指定された額を超えたときに、当該取引相手方に対して担保の提供を求めることができる旨の契約をいう。以下この条並びに第四十九条第五項及び第十一項において同じ。）が締結されている場合には、個々の当該マージン・アグリーメントの下にある取引の集合ごとに、与信相当額を算出するものとする。

与信相当額＝1.4×（RC＋PFE）

RCは、再構築コスト（以下この条において同じ。）

PFEは、将来の潜在的なエクスポージャー額（以下この条において同じ。）

2　前項のRCは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める算式を用いて算出するものとする。

一　マージン・アグリーメントを締結していない場合

$RC=\max\{V-C,\ 0\}$

$C=C_{collect}\times(1-Hc_{collect}-Hfx_{collect})-C_{post}\times(1+Hc_{post}+Hfx_{post})$

Vは、ネッティング・セットに含まれる取引の時価の合計額（次号及び第六項において同じ。）

Cは、ヘアカット調整後のネット担保額（次号及び第六項において同じ。）

$C_{collect}$は、取引相手方から受け入れた適格金融資産担保の額

$Hc_{collect}$は、適格金融資産担保を受け入れる場合において適用するボラティリティ調整率（担保の価格変動リスクを勘案して担保の額を調整するための値をいう。以下この条において同じ。）

$Hfx_{collect}$は、適格金融資産担保を受け入れる場合においてエクスポージャーと適格金融資産担保の通貨が異なるときに適用するボラティリティ調整率

C_{post}は、取引相手方へ差し入れた担保（取引相手方以外の第三者によって分別管理されており、かつ、取引相手方に係る倒産手続又は外国における倒産手続と同種類の手続に伴う当該担保に対する損失の発生を防ぐために必要な方策が講ぜられているものを除く。）の額

Hc_{post}は、担保を差し入れる場合において、取引相手方に引き渡した資産の種類に応じて適用するボラティリティ調整率

Hfx_{post}は、担保を差し入れる場合においてエクスポージャーと担保の通貨が異なるときに適用するボラティリティ調整率

二　マージン・アグリーメントを締結している場合

$RC=\max\{V-C,\ TH+MTA-NICA,\ 0\}$

THは、信用極度額（取引相手方からの変動証拠金の徴求を要しない額としてあらかじめ定めた額）

［2～4　同上］

5　標準的手法採用最終指定親会社は、この節における与信相当額の算出に当たっては、ＣＶＡの影響を勘案してはならない。

6　［同上］

（カレント・エクスポージャー方式）

第四十七条　標準的手法採用最終指定親会社がカレント・エクスポージャー方式を用いる場合は、次の各号に掲げる額を合計することにより与信相当額を算出する。

一　先渡、スワップ、オプション、その他の派生商品取引を時価評価することにより算出した再構築コストの額。ただし、零を下回らないものとする。

二　派生商品取引（クレジット・デリバティブを除く。）をイの表の上欄に掲げる取引及び同表の中欄に掲げる残存期間に応じて区分し、当該取引の想定元本額に同表の下欄に定める掛目（元本を複数回交換する取引については、各掛目を残存交換回数倍するものとする。）を乗じて得た額及びクレジット・デリバティブを口の表の上欄に掲げる取引の種類及び同表の中欄に掲げる原債務者の種類に応じて区分し当該取引の想定元本額に同表の下欄に定める掛目を乗じて得た額（以下「グロスのアドオン」という。）

イ　派生商品取引（クレジット・デリバティブを除く。）の掛目

取引の区分	残存期間の区分	掛目（パーセント）
外国為替関連取引及び金関連取引	一年以内	一・〇
	一年超五年以内	五・〇
	五年超	七・五
金利関連取引	一年以内	〇・〇
	一年超五年以内	〇・五
	五年超	一・五
株式関連取引	一年以内	六・〇
	一年超五年以内	八・〇
	五年超	十・〇
貴金属関連取引（金関連取引を除く。）	一年以内	七・〇
	一年超五年以内	七・〇
	五年超	八・〇
その他のコモディティ関連取引	一年以内	十・〇
	一年超五年以内	十二・〇
	五年超	十五・〇

（注1）　特定の支払期日においてその時点でのエクスポージャーを清算する構造で、かつ、当該特定の期日において市場価値が零になるように契約条件が再設定される契約については、残存期間を次の再設定日までの期間とみなすことができる。この基準を満たす残存期間が一年超の金利関連取引については、アドオン掛目は〇・五パーセントを下限とする。